環境情報編

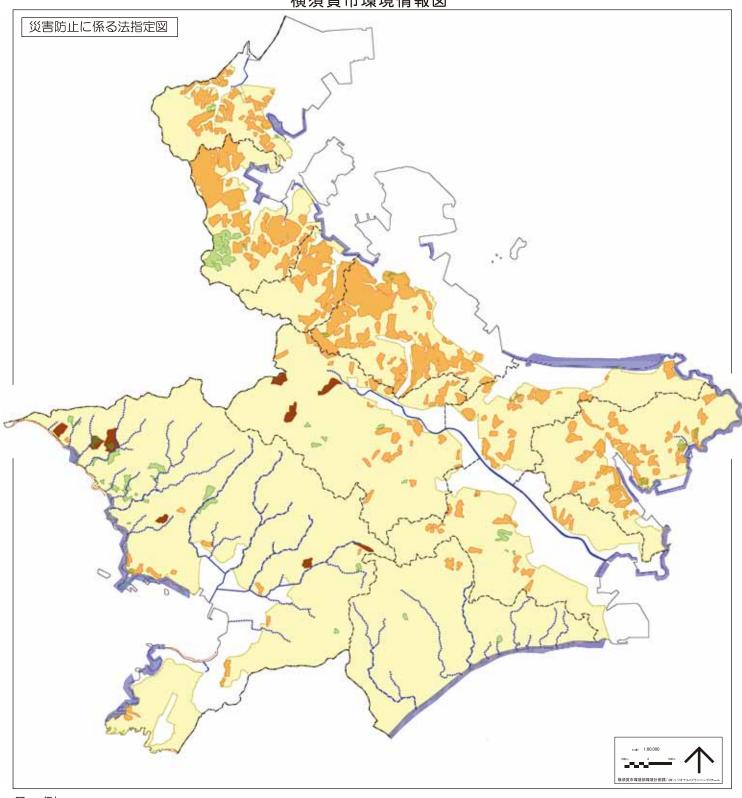
本編は、市域での環境に配慮した開発を行うにあたって、事業の計画地及び周辺の環境特性を把握するためのものです。

環境情報図等により事業の計画地の位置を確認し、当該地域及び周辺の環境特性を十分に把握してください。

凡例によって、右欄に「配慮指針番号」を掲げてありますので、次編の「配慮指針編」において番号に該当する指針を把握してください。

1 災害防止に係る法指定

凡	例	内 容	配慮指針番号
急傾斜地の崩 壊による災害 の防止に関す る法律	急傾斜地崩壊 危険区域	急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止し、その崩壊に対しての警戒避難体制を整備する等の措置を講じることを目的として、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、都道府県知事によって指定される。水の浸透を助長する行為、急傾斜地崩壊防止施設以外の施設(工作物)の設置または改造、のり切り、切土、掘削または盛土、立木竹の伐採、木竹の滑下または地引による搬出、土砂の採取または集積を行うときは都道府県知事の許可が必要である。	4 a 4 b 2 e 2 f
地すべり等防止法	地すべり防止区域	地すべり・ぼた山の崩壊による被害の除却、軽減、地すべり・ぼた山の崩壊の防止を目的に、地すべり等防止法に基づき、国土交通大臣または農林水産大臣によって指定される。区域の指定は、現象的に地すべりが発生し、またはそのおそれが大きい区域で、かつ公共の利害(人家、公共用施設、農地および農業施設等)に密接な関連のあるところとなる。地下水を増加させる行為、地下水の排除を妨害する行為、のり長3m以上ののり切り、直高2m以上の切土、地すべり防止施設以外の施設(工作物)の新築等、地すべりの防止を阻害し、または地すべりを助長させる行為を行うときは都道府県知事の許可が必要である。	4 a 4 b
河川法		河川区域および河川保全区域内において、流水の占用、土地の占用、土石等(砂)の採取、工作物の新築・改築・除却、土地の形状を変更する行為、竹木の流送またはいかだの通航、河川管理上支障の及ぼすおそれのある行為を行う時には河川管理者の許可が必要である。	5 a 9 a 4 a 4 b
	二級河川	河川管理者は都道府県知事である。一級河川以外の、公共の利害に重要な関係が ある水系に係る河川として河川法により指定される。	4 c 4 d
	準用河川	河川管理者は市町村長である。一、二級河川以外の河川で日常生活に極めて密着 した河川として河川法が準用される。	
	普通河川	河川法が適用又は準用されない小規模な河川・水路。	
海岸法	海岸保全区域 (港湾区域内) 海岸保全区域 (漁港区域内) 海岸保全区域 (その他)	津波、高潮、波浪その他海水、または地盤の変動による被害から海岸を防護することを目的に、都道府県知事により指定される。海岸保全区域の占用、土石等(砂)の採取、水面もしくは他の土地に他の施設等を新設、水面もしくは他の土地にある他の施設等を改築、土地の形状を変更する行為を行う時は、海岸管理者の許可が必要である。	4 a
宅地造成等規 制法	宅地造成工事 規制区域	宅地造成に伴い崖くずれ、または土砂の流出を生じるおそれが著しい市街地、市街地となる予定のある土地の区域内において、災害防止のため宅地造成に関する工事等について規制する区域である。区域は、市長が指定を行う。この宅地造成とは、宅地以外の土地を宅地にするため、または宅地において行う土地の形質の変更を指し、また、宅地とは、農地、採草放牧地、森林、公共用施設(道路、公園、河川、その他)の用地以外の土地を指す。区域内で宅地造成工事を行う場合は、市長の許可が必要となる。	4 a 4 b 2 e 2 f
森林法	保安林	公益的機能の発揮が特に必要な森林について農林水産大臣または都道府県知事が指定する。また、保安林指定の理由が消滅したとき、保安林の指定目的に優先する公益上の理由により必要が生じたときには指定を解除することができる。立木の伐採、土地の形質の変更等を行う時は都道府県知事の許可が必要である。また、伐採跡地への植栽が義務づけられることがある。 所有者には、税金免除・減額、造林補助金加算、特別融資、立木資産凍結についての損失補償、治山事業による森林整備・保育の恩典がある。	4 b





急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 急傾斜地崩壊危険区域

地すべり等防止法

地すべり防止区域

河川法

3,112		
	二級河川	
	準用河川	
	普通河川	

 行政区分
 市界

海岸法

海岸保全区域(港湾区域内) 海岸保全区域(漁港区域内) ・ 海岸保全区域(その他)

宅地造成等規制法

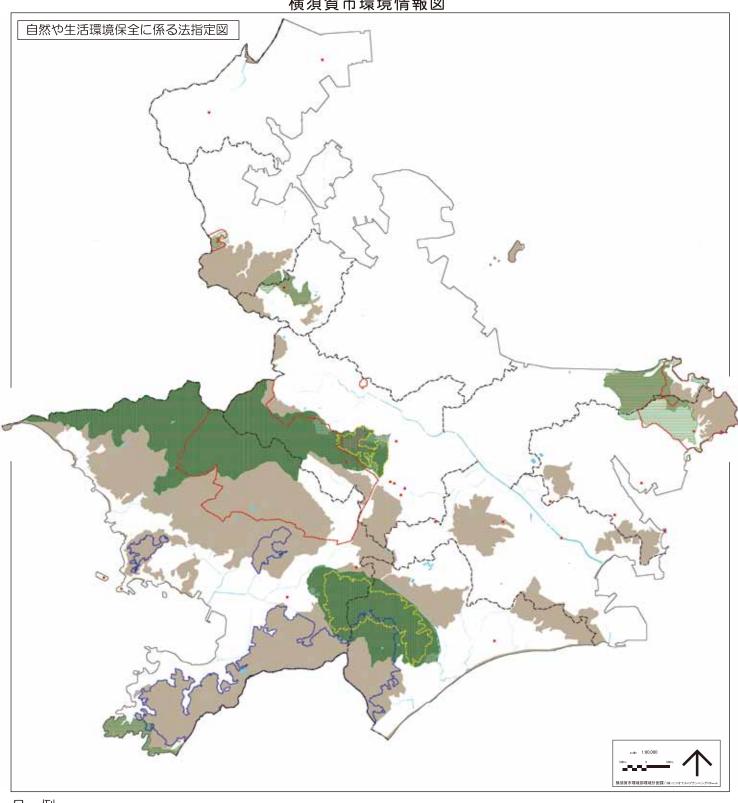
宅地造成工事規制区域

森林法

保安林

2 自然や生活環境保全に係る法指定

凡	例	内 容	配慮指針番号
都市計画法	市街化調整区域	都市計画区域内の市街化を抑制すべき区域を県知事が指定を行う。開発・建築行 為及び建築物の用途変更は、制限又は禁止されており、立地基準に適合する施設 のみ本市の許可を受けて立地可能となる。農林漁業者の住宅、公益上必要な建築 物等の建築は許可の適用除外となっている。	5 a
	風致地区	都市計画区域内の自然的景観に優れた地区を対象に、都市の風致を維持することを目的に県知事が指定を行う。建築物等の建築、土地の形質変更、木竹の伐採、 土石類の採取、屋外における物件のたい積、建築物の色彩の変更、水面の埋立て や干拓を行う時には本市の許可が必要である。	5 a
都市緑地法	特別緑地保全 地区 (近郊緑地特別 保全地区)	都市計画区域内で良好な自然環境を形成している緑地のうち、1.無秩序な市街化の防止、公害または災害の防止等のため必要な遮断帯、緩衝地帯または避難地帯として適切な位置、規模または形態を有するもの 2.神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、または伝承もしくは風俗慣習と結びついて当該地域において伝統的または文化的意義を有するもの 3.風致または景観がすぐれており、かつ当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なものを対象とし、その保全を目的に都市計画として指定される。建築物等の建築、土地形質の変更、木竹の伐採、土石類の採取、水面の埋立てや干拓、建築物等の色彩の変更、屋外広告物の表示・掲出の行為を行う時には県知事の許可が必要である。また、これら現状凍結的な制限に対し損失補償や買い入れ制度が用意されている。	5 a
首都圏近郊緑 地保全法	近郊緑地保全 区域	首都圏整備法の規定による近郊整備地帯内の樹林地、水辺地その他これらに類する土地で構成されている緑地で、良好な自然的環境を形成している相当規模の区域のうち、無秩序な市街化のおそれが大で、公害や災害の防止効果が著しい区域を保全することを目的に、地方公共団体等の意見を聴き、国土交通大臣が指定を行う。建築物等の建築、土地の形質変更、木竹の伐採、土石類の採取、水面の埋立てや干拓を行う時には本市への届出が必要である。	5 a
文化財保護法	名勝・天然記念物	重要な遺跡、名勝地、動植物等を保存することを目的に指定される。現状を変更する行為、保存に影響を及ぼす行為を行う時には許可が必要であるほか、周辺地域においても一定の行為が制限されることがある。また、これらの制限により損失を受けた場合には、補償制度が用意されている。各種手続きは市町村および都道府県教育委員会を通じて行われる。	6 b 1 0 d
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	1.農用地等として利用すべき相当規模の土地があること。 2.地域内での農業生産性の向上その他農業経営の近代化が図られる見込みが確実であること。 3.国土資源の合理的な利用の見地から、土地の農業上の利用を高度化することが相当と認められること。 以上を要件として備えた農業地域を対象として、その保全と整備された農業地域の形成による土地の有効利用を目的に都道府県知事により指定される。さらに市町村は農業振興地域整備計画を定めなければならず、その中心となる農用地区域においては、農地等の転用や開発行為を行う時には計画変更による除外や、用途変更の手続きが必要である。	7 a 10 c 3 a 3 b 3 c 21 b 21 c
鳥獣の保護及 び狩猟の適正 化に関する法 律	鳥獣保護区	鳥獣の保護繁殖を目的に、鳥獣の捕獲を禁止し、その生息環境を適切に保全する 区域として県知事により指定される。	
自然環境保護 法	自然環境保全 地域	自然環境の保全を目的に指定される。開発等の所定の行為を行う時には県知事へ の届出が必要である。	5 a





都市計画法

市街化調整区域 (この他の市域は) 市街化区域 風致地区

特別緑地保全地区 (紫如緑地特別)

首都圏近郊緑地保全法

近郊緑地保全区域

文化財保護法

名勝・天然記念物



農業振興地域の整備に関する法律

農業振興地域

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

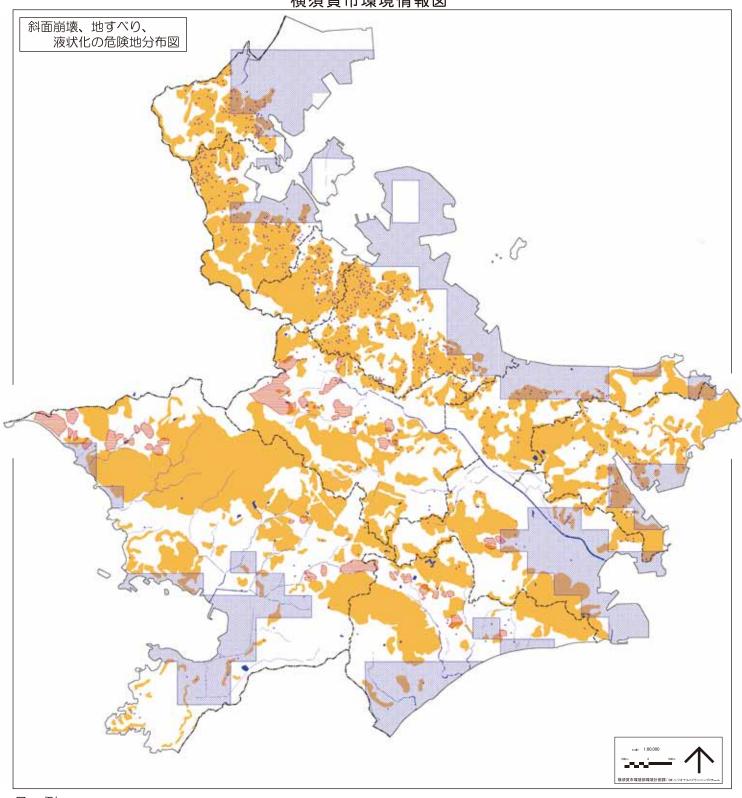
鳥獣保護区

自然環境保護法

自然環境保全地域

3 斜面崩壊、地すべり、液状化の危険地分布

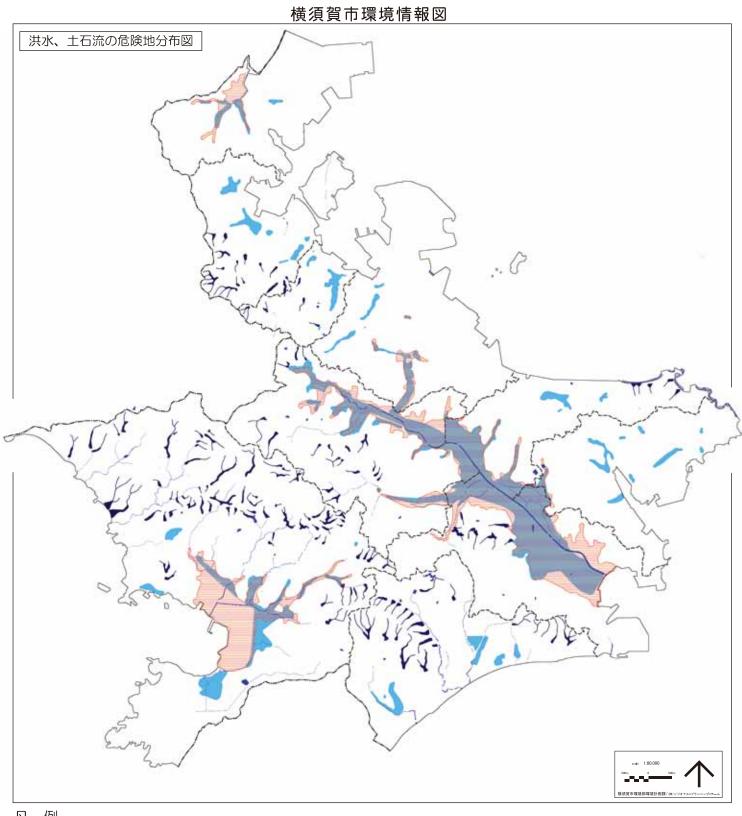
凡例	内 容	配慮指針番号
がけ崩れ発生箇所	昭和52年から昭和61年までの、大雨などによる崖崩れの発生箇所を表示したも	4 a
	O ₀	4 b
		2 e
		2 f
液状化想定区域	南関東地震(大正12年の関東大地震再来)を想定して、地盤の液状化現象が発	4 a
	生するおそれがある区域を、約500mのメッシュ単位で表示したもの。 メッシュ内の地盤は50%以上を占める地盤で代表しているため、液状化の起こりにくい地盤も一部含まれている。	4 a
斜面崩壊予測箇所	斜面の高さが5m以上、傾斜が30度以上の斜面について、表示したもの。	4 a
		4 b
		2 e
		2 f
地すべり予測箇所	地形、地質などから地すべりが発生する危険のある箇所について、表示したもの。	4 a
		4 b



凡 例	
	がけ崩れ発生箇所
	液状化想定区域
	斜面崩壊予測箇所
	地すべり予測箇所
	行政区分
	河川・湖沼等
	市界

4 洪水、土石流の危険地分布

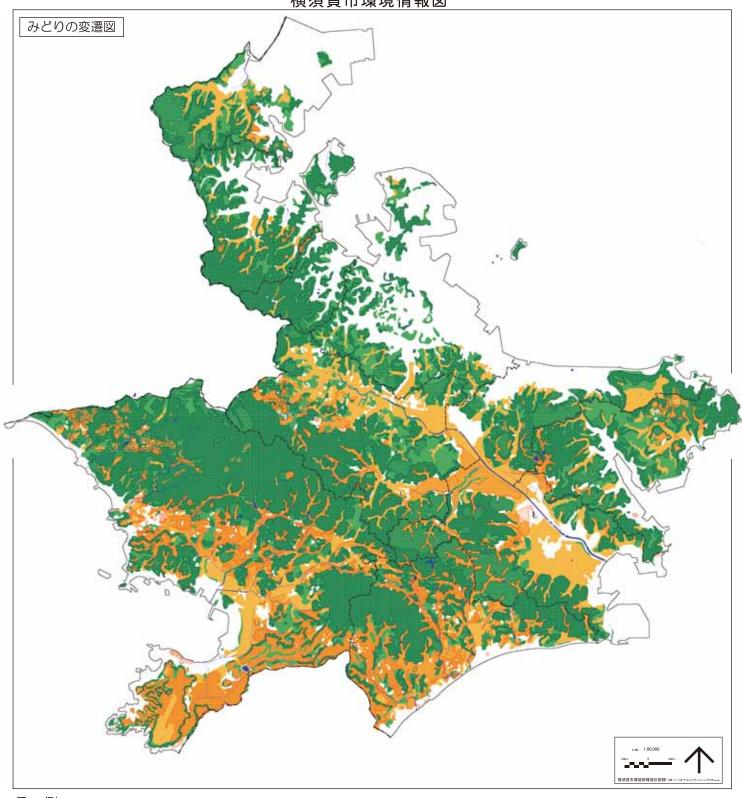
凡例	内 容	配慮指針番号
過去に洪水、内水氾濫、高潮によ って浸水した区域	昭和49年から昭和61年までの間で、浸水の大きかった事象を表示したもの。	4 a
洪水予測地域	平作川、松越川、鷹取川水系のうち二級河川部分について、地形的にみて浸水の 可能性のある区域を表示したもの。	4 a
高潮予測地区	東京湾について、大型の台風(伊勢湾台風規模)が伊豆半島東側を通過した場合 (キティ台風コース)に浸水が予測される区域を表示したもの。	4 a
土石流予測箇所	地形、地質などから土石流が発生する危険のある渓流について表示したもの。	4 a
		4 b
		2 e
		2 f

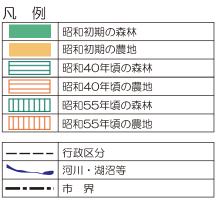


凡 例	
	過去に洪水、内水氾濫、高潮によって浸水した区域
	洪水予測地域 (平作川、松越川、鷹取川水系のうち)
	高潮予測地区(東京湾についての調査結果)
	土石流予測箇所
	行政区分
	河川・湖沼等
	市界

5 みどりの変遷

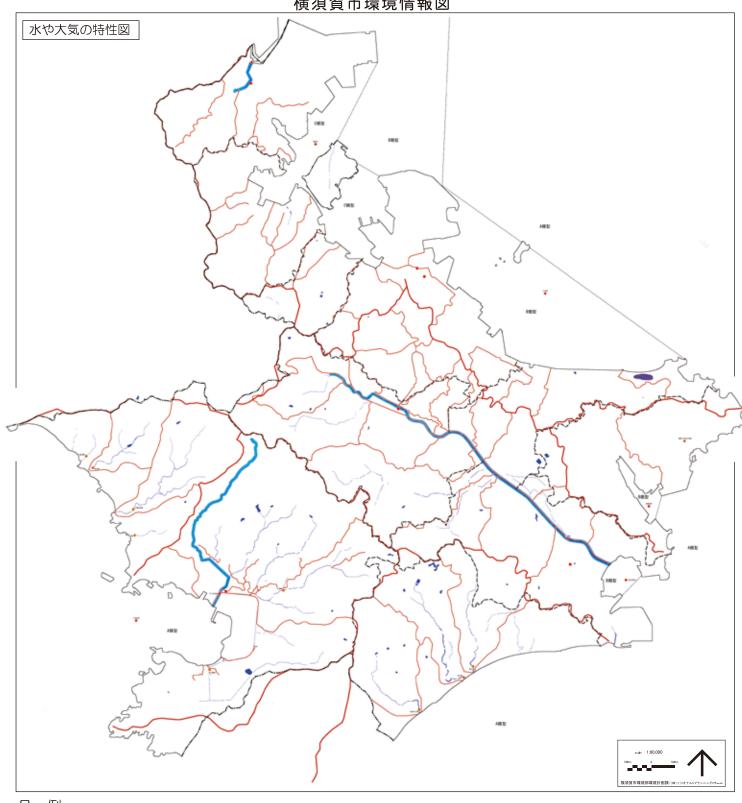
凡例	内 容	配慮指針番号
昭和初期の森林	昭和初期は、江戸時代の幕府直轄地、明治期以来の軍都といった歴史を経て、町 の骨格ができあがった時期である。	
昭和初期の農地		
昭和40年頃の森林	昭和40年頃までは、戦後復興から高度経済成長の流れの中で軍用地の民生転用 や市内産業の発展が特徴的であった時期である。	
昭和40年頃の農地		
昭和55年頃の森林	昭和55年頃までは、市外へ通勤する人達に向けた住宅開発が相次いだ時期である。	
昭和55年頃の農地		





6 水や大気の特性

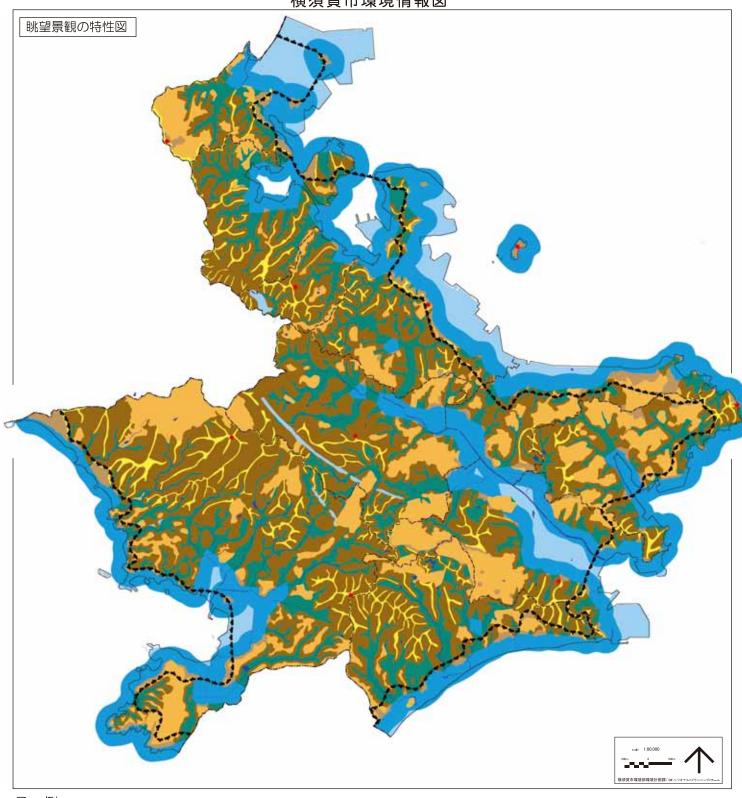
凡例	内 容	配慮指針番号
河川・湖沼等	河川の規模は小さいが、水源の丘陵地から河口まで市内で完結し、渓谷、谷、平野等様々な地形を流れている。海域は、東岸は東京湾、西岸は相模湾に面している。東京湾は狭い浦賀水道を通じて外洋に接続しているため、外洋水との交換性が悪いいわゆる閉鎖性水域であり、湾内水質が改善されにくく、特に春から夏にかけて赤潮が発生している。	11 a 11 b 11 c 4 a 4 b 4 c 4 d
水系区分	水系区分による各区域(流域)は、自然の水循環とそれに伴う栄養塩類、土砂等の移動に関する一定の地域的なまとまりと捉えられることができる。それゆえ、自然のメカニズムと人為的環境利用の調整を図る際には、重要な区分となる。	2 a 2 b 2 b 2 c
公共用水域類型指定(河川) 公共用水域類型指定(海域)	水質汚濁に係る環境基準は、水質汚濁防止行政の目標として、公共用水域の水質について達成維持されることが望ましい基準として定められたもので2つの対象項目がある。そのうち、生活環境の保全に関する基準については、河川、海域及び湖沼ごとに利用目的に応じた水域類型が設けられている。	
公共用水域水質測定地点	神奈川県が定めた公共用水域水質測定計画に基づき行っている水質測定地点である。	
中小河川水質測定地点	神奈川県が定めた公共用水域水質測定計画とは別に、市の計画で行っている水質 測定地点である。	
地下水質測定箇所	神奈川県が定めた地下水質測定計画に基づき行っている水質測定箇所である。(この情報については、環境部環境管理課で閲覧できます。)	
大気汚染測定局および測定地点	一般環境大気については5箇所、自動車排出ガスについては1箇所の測定局で常時測定している他、補完測定としてナイトレーションプレート法による二酸化窒素の測定を32地点で行っている。	
走水水源	明治9年(1876年)横須賀造船所の所長であったフランス人技師のヴェルニーが開発した横須賀水道最初の水源で、今でも1日2,000m³の良質な地下水を供給する市内唯一の貴重な水源であり、災害時の応急給水拠点としての機能を備えている。桜の名所でもある。	
市有ため池	ため池は、外水との交換性が悪いいわゆる閉鎖性水域であるため、水質が改善されにくい。	2 a 9 b



凡 例	
	河川・湖沼等
	水系区分
	公共用水域類型指定 (河川)
類型	公共用水域類型指定 (海域)
•	公共用水域水質測定地点
•	中小河川水質測定地点
	大気汚染測定局および測定地点
	走水水源
	市有ため池
	行政区分
	市界

7 眺望景観の特性

	凡例	内 容	配慮指針番号
眺望景観の特性	尾根	多方向かつ遠方に眺望が開けており、広い範囲から視野に入り目立ちやすいため、建築物の設置等において景観へ与える影響が極めて大きく広範囲におよぶ地形である。	10 a 13 c ~ e
	谷を囲む閉鎖的な斜面	眺望の方向や距離は、ほぼ対面斜面や下部の平地に限られるが、対面斜面よりも高い部分では更に遠方まで広がる。建築物の設置等においては対面斜面や下部の平地からみた景観へ与える影響が大きい地形である。	10 a 10 b 2 g 2 n 13 c ~ e
による地	開放的な斜面	斜面を背にして遠方に眺望が開けており、広い範囲から視野に入り目立ちやすいため、建築物の設置等において景観へ与える影響が大きく広範囲におよぶ地形である。	10 a 13 c ~ e
地形の類型	台地型の平地	おおよそ眺望は乏しい地形であるが、著しく高い建物等においては遠方まで眺望が開けて、広い範囲から視野に入り目立ちやすい。また縁辺や小高い場所においても遠方まで眺望が開けており、広い範囲から視野に入り目立ちやすいため、建築物の設置等において景観へ与える影響が大きく広範囲におよぶ。	13 c ~ e
	狭い谷型の平地	二方向から斜面に挟まれ、眺望は両側の斜面にほぼ限られる。建築物の設置等に おいては両側の斜面から見下ろす景観へ与える影響が大きい地形である。	1 c 4 c 7 b 13 c ~ e
	半開放型の平地	一方向に斜面が接し、眺望はその斜面にほぼ限られる。建築物の設置等において は隣接する斜面から見下ろす景観へ与える影響が大きい地形である。	13 c ~ e
	開放型の平地	おおよそ眺望は乏しい地形であるが、障害物のない海岸等においては遠方まで眺望が広がり目立ちやすいため、建物等の設置において景観に与える影響が大きい。	13 c ~ e
	比較的海への眺望が良い地 域	遠方に眺望が開けた海辺から最も海に近い尾根までの沿岸一帯。海への眺望が良い場所が集まっており、その他の地域と比べて海上から目立ちやすいため、建物等の設置において海上からの景観に与える影響が大きい地域である。	
眺望	景観形成エリア	横須賀市独自の多様な眺望景観を見ることができる視点場。	10 h



凡 例

眺望景観の特性による地形の類型

尾根、眺望が開けており目立ちやすい		
谷を囲む閉鎖的な斜面		
開放で目立ちやすい斜面		
台地型の平地、縁辺や高い場所は 眺望が開けており目立ちやすい		
狭い谷型の平地、二方向の眺望が閉じている		
半開放型の平地、一方向の眺望が閉じている		
開放型の平地		
比較的海への眺望が良い地域		

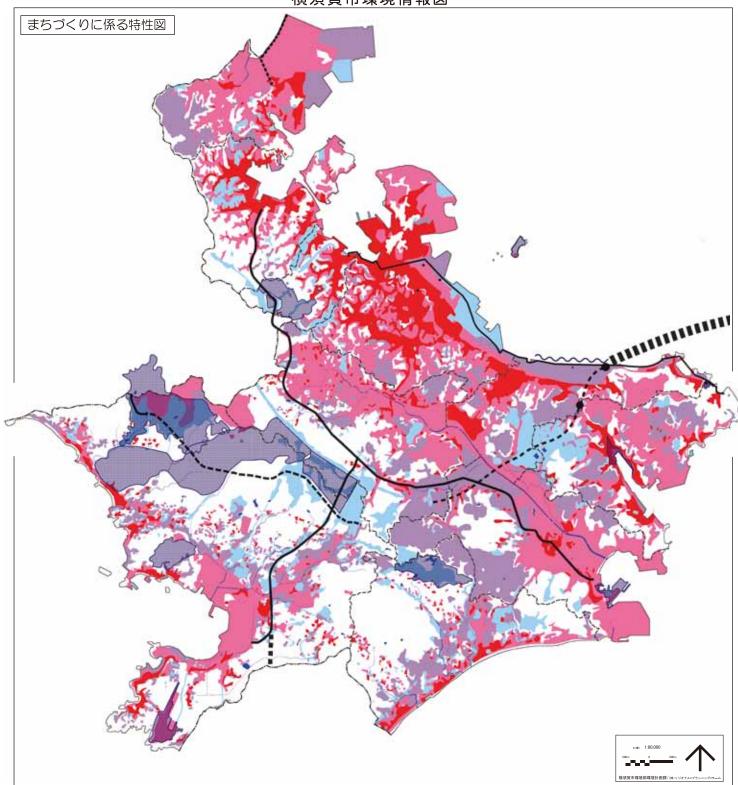
 行政区分
河川・湖沼等
 市界

景観形成エリア

眺望景観形成エリア

8 まちづくりに係る特性

凡例	内 容	配慮指針番号
昭和初期の宅地	昭和初期は、江戸時代の幕府直轄地、明治期以来の軍都といった歴史を経て、町 の骨格ができあがった時期である。	
昭和40年頃の宅地	昭和40年頃までは、戦後復興から高度経済成長の流れの中で軍用地の民生転用 や市内産業の発展が特徴的であった時期である。	
昭和55年頃の宅地	昭和55年頃までは、市外へ通勤する人達に向けた住宅開発が相次いだ時期である。	
現在の宅地		1 a 1 c 3 a 3 b 8 b 13 c ~ e 23 c 28 a

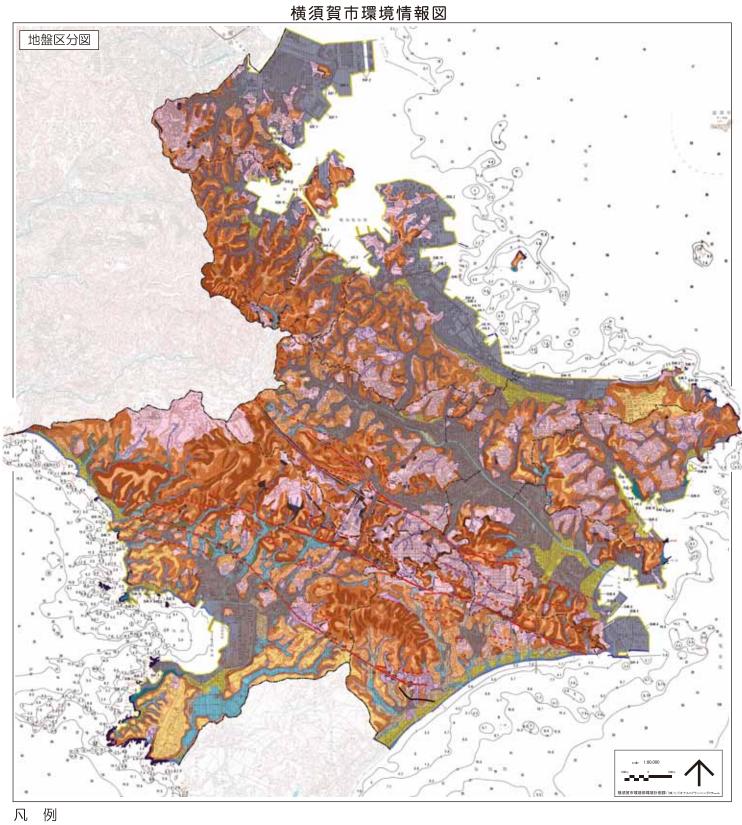




 行政区分
河川・湖沼等(現況)
 市界

9 地盤区分

	凡例	内 容	配慮指針番号
低地の	谷底平野	山地・丘陵あるいは台地内の河谷沿いに形成された、幅狭く細長い平坦な低地。 河流の側方浸食作用(河岸が削られる)と堆積作用(河川の運搬物で堆積層が 生成される)により形成され、表層は未固結の堆積物が覆っている。	
一般面及び沿岸	海岸平野・三角州	河口や海岸付近に形成された、海面に近い標高の平坦な低地。海岸平野は堆積 や隆起、海面下降による海底の陸化により、また三角州は河川運搬物の堆積に より形成され、砂質あるいは泥質の厚い堆積層が生成されている。	
沿岸	砂浜 岩礁	水際線付近の砂で覆われた平坦地。浸蝕、堆積、運搬作用が常に働いている。 水際線付近の平坦な裸岩地。浸蝕作用が常に働いている。	7 a 2 l
低地の	自然堤防	現在及び過去の河川沿いにみられる微高地。河川の上流から運搬されてきた砂などが河道の岸に沿って堆積して形成される。	
微高地	砂堆・砂州	波の浸蝕により生じた砂礫や、河川によって運び出された砂礫が、岬や海岸の 突出部から海側に細長く突出した地形等。 	
人工地形	平坦化地形 埋立地 盛土地 人工崖 人工護岸 消波護岸	土地を利用するにあたって自然の地形をそのまま利用せず、切土、盛土、埋立 等人為的に改変した土地。	4 a
丘陵斜面	緩斜面(15度未満) 普通斜面(15~30度) 急斜面(30度以上)	普通斜面や急斜面と比べて利用しやすく、農業でも都市的にも利用されてきている。 緩斜面と比べて崩壊の可能性が高く、建物等の設置や利便の確保も困難である。 緩斜面や普通斜面と比べて崩壊の可能性が著しく高く、建物等の設置や利便の 確保も極めて困難である。	4 a 4 b 7 b 1 c 2 e 2 f
その他の地	段丘面	河岸や海岸等に沿って発達する、階段状の地形を段丘と呼び、そのうち急崖や 急斜面で囲まれた平坦な地形面を段丘面と呼ぶ。かつての海底、氾濫原、谷底 平野等に対する、海面後退、隆起、浸蝕等の水位の相対的な低下によって形成 された。	
形	崖錐・麓屑面	崖錐は、急斜面または急崖の部分で生成された岩屑が斜面基部に堆積して形成された円錐形の地形で、傾斜はおおよそ30~40度である。麓屑面は、斜面下方または基部にみられる斜面からの堆積物により形成された地形で、崖錐よりも傾斜が緩い。	
軟弱地盤	沖積層	地質時代における最終氷期の最盛期から現在にいたる約2万年間の堆積物で構成される地層。砂や砂礫を主体とする未固結の状態で、比較的柔らかい。低地では海に近づくほど厚くなる傾向にある。	4 a
盛・活断層	活断層(特定できる) 活断層(不明確) 地震断層 推定断層 縦ずれ 横ずれ	おおよそ170万年前以降に繰り返して動いた断層で、今後も動くと予想される もの。活動すると大地震を発生させて、地表に断層変位を生じさせる。	4 d





	普通斜面(15~30度)
	急斜面(30度以上)
その他の地	形
	段丘面
	崖錐・麓屑面
~5~	海深及び等深線

緩斜面(15度未満)

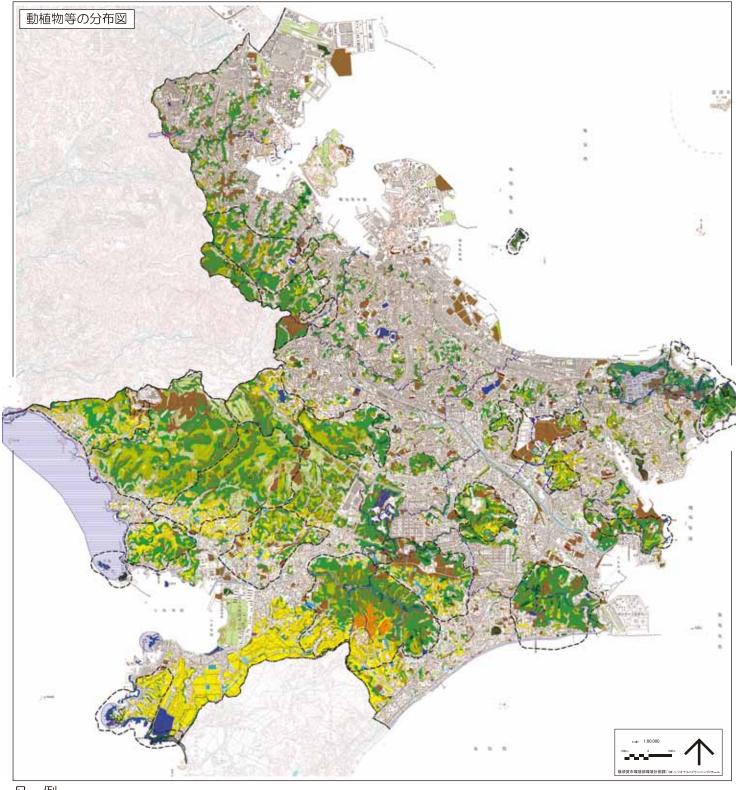
軟弱地盤、流	舌断層
	沖積層
	活断層(特定できる)
	活断層(不明確)
	地震断層
	推定断層
ППТ	縦ずれ
+	横ずれ

人工地形	
	平坦化地形
	埋立地
	盛土地
	人工崖
	人工護岸
	消波護岸(東京湾側のみ記載)

√ 5 ∽	海深及び等深線
	行政区分
	河川・湖沼等
	市界

10 動植物等の分布

凡例		内 容	配慮指針番号	
植生区分	自然林 スギ・ヒノキなどの人工林 クヌギ・コナラなどの二次林	自然に生育した、人手の加えられていない森林。長い時間を経て植生が遷移した原生的環境である。 人手を加えて人工造林で成立した森林。管理が施されない場合には徐々に原生的な環境となっていく。 その土地本来の自然植生(人為的影響を受けずに生育している植物集団)が、災害や人為によって破壊され、そのおきかえ群落として発達している森林のこと。例えば、燃料用の薪や炭を焼くために切られた後に再生した雑木林などがあげられる。人為的影響が無くなると植生が遷移し徐々に原生的な環境となっていく。	5 a 6 a 5 c 8 a 1 f 2 k 21 a	
	竹林	マダケ、モウソウチク、メダケなどの林で栽培のものが多い。管理が施されない場合には植生が遷移し徐々に原生的な環境となっていく。		
	ススキ・ササなどの草地	造成のり面、ゴルフ場等が多い。	21 a	
	水田	水稲、蓮根、わさび、い草、せり等を栽培している土地で、季節により畑作物 を栽培するものも含まれる。	7 a 10 c	
	畑	野菜、麦、陸稲等を栽培する土地で、牧草を栽培する土地も含まれる。	3 a ~ c	
	果樹園	りんご、みかん、梨、ぶどう等の果樹を栽培している土地。	21 b ~ c	
	裸地・荒地・造成中	公園、グラウンド、造成工事途中の土地が多い。	21 a	
	都市公園の植栽地		21 a	
	公共公益施設の植栽地		21 a	
書	生物生息環境整備箇所	トンボ、ホタル、水生昆虫などの生息域等。	5 b	
貴重な動植;	周辺や上流が樹林地で良好な 生物生息環境となっている水 辺、谷戸	水辺や谷戸には陸水を通じて多様な植物や動物が生息しやすいため、その周辺 や上流域が樹林地である場合は生物生息に一層有利な環境となる。	5 c 5 b 5 c	
物の生息	まとまりのある自然環境の区域 と区域内に生息する主な動植物 重要植物が確認された地点	神奈川県が行った地域環境評価で認められたもの。 - -	6 a 8 d 1 d	
の生息地など	重要植物が確認された地点 天然記念物	国の文化財保護法、県条例、市条例のいずれかにより指定された文化財のうち、動物、 植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いものを天然記念物としている。	2 h 2 i 13 b	
	特定植物群落 中世星铜姿语	旧環境庁による第3回自然環境保全基礎調査(緑の国勢調査)において認められた植物群落。選定基準は、A原生林もしくはそれに近い自然林 B国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 C比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 D砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの(武蔵野の雑木林、社寺林等)F過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G 乱獲その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H その他、学術上重要な植物群落または個体群	20 a 20 b 20 c	
自然の景観など	自然景観資源	旧環境庁による第3回自然環境保全基礎調査(緑の国勢調査)において認められた自然景観。視対象である自然景観の基盤をなす地形、地質及び自然景観として認識される自然現象であること、通常、人間が視覚的に自然景観として認識できるスケールであること、視覚に訴える特徴的なものであること、人工的に造成されたものではないこと、季節的な自然現象ではないことを対象基準としている。	5 c 6 b 10 d 1 e 2 j	
ど	景勝地	神奈川県によるかながわの景勝50選に選ばれたもの。		
	美林、名木	神奈川県によるかながわの美林50選、かながわの名木100選に選ばれたもの。		
	砂浜	水際線付近の砂で覆われた平坦地。		
	岩礁・岩浜	水際線付近の平坦な露岩地。	7 a	
			2 1	



凡 例

貴重な動植物の生息地など

•	生物生息環境整備箇所 (トンボ、ホタル、水生昆虫)	観音崎…	…イソギク,アマモ,タチアマモ,コアマモ,カワニナ …イソギク,カントウカンアオイ,タシロラン		
上山口	周辺や上流が樹林地で良好な生物生息環境となっている水辺、谷戸まとまりのある自然環境の区域と区域内に生息する主な動植物 ギク・ワダン・アマモニナー トウカンアオイ・ゲンジボタル・ヘイケボタル・マドボタル・アオゲラ・アカテガニ・カワニナ・アカ・ウカンアオイ・ゲンジボタル・カワニナ・フクロウ・キョウサンショウウオトウカンアオイ・カワニナ・クロマドボタルトウカンアオイ・フクロウ・アオゲラ・トウカンアオイ・フクロウ・アオゲラ・トウカンアオイ・フクロウ・アオゲラ・トウカンアオイ・フクロウ・アオゲラ・	池田・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ・・・カントウカンアオイ、カワニナ・ゲンジボタル、ヘイケボタル、クロマドボタル ・・・ハナトウカンアオイ・ゲンジボタル、ヘイケボタル、カワニナ・フクロウ ・・・・クントウカンアオイ・ゲンジボタル、クロマドボタル、カワニナ・フクロウ ・・・・カントウカンアオイ・ゲンジボタル、クロマドボタル、カワニナ・フクロウ ・・・カントウカンアオイ・ゲンジボタル、ヘイケボタル、クロマドボダル、カワニナ・フクロウ ・・・カントウカンアオイ・クロムヨウランゲンジボタル、ヘイケボタル、クロマドボタル、カワニナ、コウモリ質、フクロウ、アオゲラ、トウキョウサンショウウオ ・・・イソギク・ワダン・クロムヨウラン・ゲンジボタル、ヘイケボタル、クロマドボタル、カワニナ、トウキョウサンショウウオ、フクロウ、タシロラン・・・・タチアマモ、アマモ・・ファマモ・ウミヒルモ 		1然(
トウ	トワカンアオイ,アクロウ,アオクラ, キョウサンショウウオ ギク,アマモ,アカテガニ,ハマオモト,ハマボウ,		重要植物(群落)が確認された地点	22	$\overline{}$
荒崎イン	アマモ ギク,ワダン,アカテガニ,ソナレマツムシソウ,		重要植物(フロラ)が確認された地点	222	
	ギク,タチアマモ,コウモリ類,サカキカズラ, ムナビロタマムシ		天然記念物		

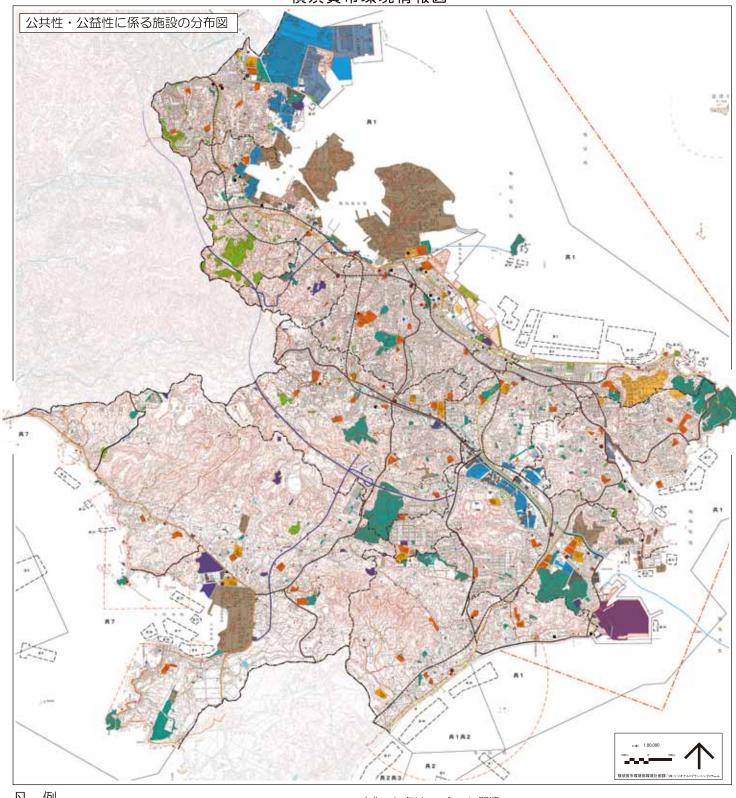
1 特定植物群落

他土区刀		
	自然林	
	スギ・ヒノキなどの人工林	
	クヌギ・コナラなどの二次林	
	竹林	
	ススキ・ササなどの草地	
	水田	
	畑	
	果樹園	
	裸地・荒地・造成中	
	都市公園の植栽地	
	公共公益施設の植栽地	
白然の暑報など		

日然の京街	えなこ
	自然景観資源
0	景勝地
	美林、名木
	砂浜
	岩礁・岩浜
	行政区分
	河川・湖沼等(現況)
	市界

11 公共性・公益性に係る施設の分布

	凡例	内 容	配慮指針番号
官公	市役所、行政センター	横須賀市役所と、追浜、田浦、逸見、衣笠、大津、浦賀、久里浜、北下浦、西の各行政センター。	8 b
官公庁関連	消防	防災センターあんしんかん、消防総合訓練センター、中央、北、南の各消防署 と各出張所。	
建	防衛	防衛庁、自衛隊、在日米軍の施設。	
厚生	保健所・市立病院	保健所、保健福祉センター、救急医療センター、衛生試験所、市立病院(市民病院、うわまち病院)。	
福祉	病院	国立病院(久里浜病院) 民間の病院。	
厚生福祉関連	健康福祉関係施設	高齢者関連、障害者関連、児童関連、保育、助産等の公営及び民間の各種施設。	
教	小学校、中学校	公立及び私立の小学校と中学校。	
教育関連	養護学校、ろう学校	公立の養護学校とろう学校。	
連	高等学校	公立及び私立の高等学校。	
	大学	防衛大学校、県立保健福祉大学、神奈川歯科大学、湘南短期大学。	
Т	供給処理施設	電力、ガス、上下水道、廃棄物処理等の施設。	
工業関連	重化学工業用地	鉄鋼、造船、車両・動力機械器具等の重工業及び、ガラス、陶磁器、セメント、 ソーダ、製油、精錬、化学肥料、有機合成等の化学工業の工業用地。	
進	軽工業用地	繊維、雑貨、食料品等の工業用地。	
運	J R	JR 横須賀線;田浦、横須賀、衣笠、久里浜。	
運輸交通関連	京浜急行	京浜急行;追浜、京急田浦、安針塚、逸見、汐入、横須賀中央、県立大学、堀	
父		ノ内、新大津、北久里浜、京急久里浜、YRP 野比、京急長沢、津久井浜、京急	
関		大津、馬堀海岸、浦賀。	
連	自動車専用道路	横浜横須賀道路、本町・山中有料道路、三浦縦貫道路。	
	一般国道	16号、134号。	
	主要地方道及び県道	主要地方道24号、26号、その他県道。	
	バス路線	京浜急行バス、横須賀京急バスが運営。	
	航路	三笠公園~猿島、久里浜~金谷。	
	横須賀港港湾区域	横須賀港は1865年に開港、1951年に重要港湾(国の利害に重大な関係を有する港湾 <港湾法 >)に指定された。水域や公共空地の占用、施設の建設、港	
	m= \# +rr c=	湾施設の利用などについて制限がある。港湾管理者は横須賀市である。 ***********************************	
	臨港地区	港湾法及び市条例により、港湾の適正な管理運営を目的に、港湾区域を地先水面とする港湾施設や水際線を使用する一定の事務所・工場等の用地を定めたもので、用途が制限される。	
	運動・野外レクリエーション	1	
文化・	施設	キャンプ場、ゴルフ場等。	
レクリ	劇場・展示施設	横須賀芸術劇場、文化会館、はまゆう会館、長岡半太郎記念館・若山牧水資料館、自然大文博物館、ヴェルニー記念館、ペリー記念館、天神島臨海自然教	
	リノナンガコ フ	育園、馬堀自然教育園、観音崎自然博物館。	
十 ショ	ハイキングコース	鷹取山、大楠山、武山、荒崎、横須賀古道散歩道、海辺アートペイント。海とみどりの10,000m プロムナードが現在整備中である。	
=	都市計画公園緑地墓園	都市計画施設として整備される公園、緑地、墓園。公園内では原則として公園	
ン関連		施設以外のものを設置することは出来ず、公園施設の設置においても建築面積	
連		等の制限がある。	
	その他公園	都市計画施設以外の公園。	
	公衆便所		
漁業関連	漁港区域	漁港漁場整備法により、天然又は人工の漁業根拠地となる水域及び陸域並びに 漁港施設を定めたもの。工作物の建設、土砂の採取、汚水放流、汚物の放棄、 土地・水面の占有などについて制限がある。	
連	定置漁業権の漁場区域及び免 許番号		
	共同漁業権の漁場区域及び免 許番号		
	区画漁業権の漁場区域及び免 許番号		



例 几

官公庁関連

● 市役所、行政センター 須賀市役所 追浜行政センター 浦行政センター 逸見行政センター 空行政センター 大津行政センター 横須賀市役所 横須貨市役所 田浦行政センター 衣笠行政センター 浦賀行政センター 北下浦行政センター 久里浜行政センター 西行政センター

」消防

中央消防署 北消防署 南消防署 長瀬派遣所&消防総合訓練センター 防災センターあんしんかん

防衛

漁業関連

WYSTA				
/	漁港区域			
定	定置漁業権の漁場区域及び免許番号			
[_#_]	共同漁業権の漁場区域及び免許番号			
区	区画漁業権の漁場区域及び免許番号			

 	行政区分
	河川・湖沼等
	市界

教育関連

小学校、中学校 養護学校、ろう学校 高等学校

工業関連

供給処理施設 重化学工業用地 軽工業用地

運輸水漁関連

建 期又					
	JR、京浜急行				
	自動車専用道路				
	一般国道				
	主要地方道及び県道				
	バス路線				
	航路				
	横須賀港港湾区域				
	臨港地区				

文化、レクリエーション関連

公衆便所

保健福祉関係施設

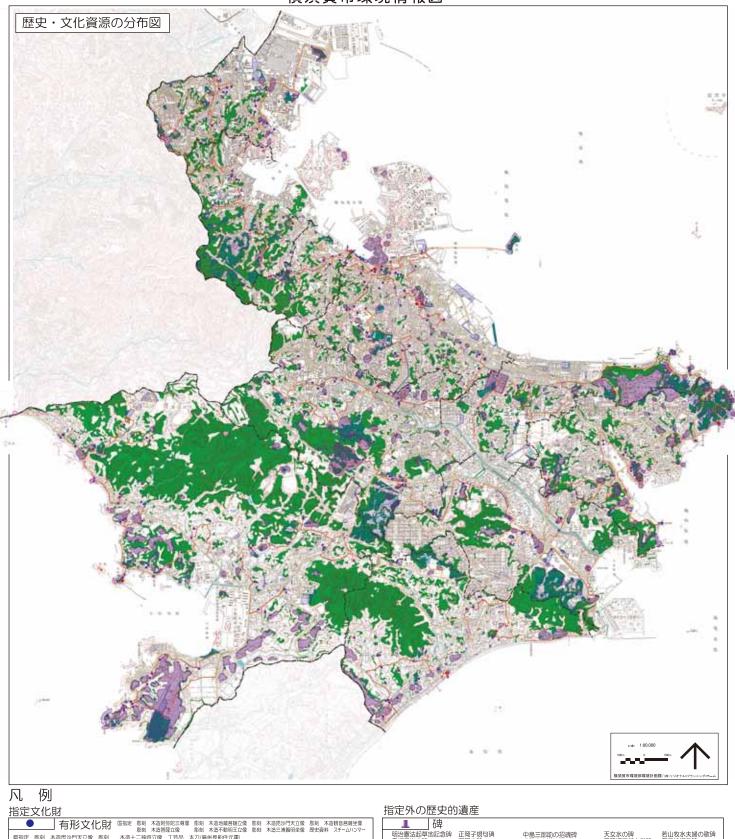
」運動・野外レクリエーション施設 横須賀スタジアム 陸上競技場 北体育会館 横浜ベイスターズ総合練習場 西体育会館 西公園 西体育会館 西公園 伊勢町海水沿場 野球場 伊勢町海水沿場 横須賀アリーナ 観音崎海水冷地 秋谷海水浴場 葉山国際カントリー倶楽部 秘舎海水冷場 芦名マリーナ 佐島マリーナ 市営ブール デニスコート 田浦海少年自然の家キャンブ場 県立観舎協青少年の村キャンブ場 佐野ゴルフガーデン 栗山国際カントリー倶楽部 衣笠公園野球場 湘南衣笠ゴルフ場 京急観音崎ホテルゴルフリンクス コルフ様智場 長坂ゴルフ倶楽部 葉山インターサイドゴルフパーク ハイランドスポーツセンター 劇場・展示施設 横須賀芸術劇場 文化会館 はまゆう会館 長岡半太郎記念館・若山牧水資料館 自然・人文博物館 観音崎自然博物館 ハイキングコース 都市計画公園緑地墓園 その他公園

同生物が開す

厚生催祉	郑浬							
	保修	建所、	市立病	院				
保健所 衛生試験所		健福祉セ 保健福祉	ンター センター		建福祉センター 建福祉センター	をセンター ミセンター	市立うわまち病院 市立市民病院	
	病	院						
国立療養所 自衛隊横須 神奈川歯科	賀病院	t	衣笠病院 湘南病院 浦賀病院	ŧ	横須賀北部共 鳥海病院 聖ヨゼフ病院	 緑ヶ丘病 パシフィ 横須賀共	ックホスピタル	

12 歴史・文化資源の分布

凡例		内 容	配慮指針番号				
指定	E文化財	国の文化財保護法、県条例、市条例のいずれかにより指定されたもの。現状の 変更、又はその保存に影響を及ぼす行為については制限、許可の必要、回復命 令等が課せられている。	8 a 12 a 16 e				
	有形文化財	建造物、絵画、工芸品、彫刻、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料などの有形の文化的所産で、歴史上、芸術上、学術上価値の高いものを総称して有形文化財と呼んでいる。このうち、建造物以外のものを総称して美術工芸品と呼んでいる。					
	無形文化財	演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産で歴史上または芸術上価値 の高いもの。無形文化財は、人間の「わざ」そのものであり、具体的にはその わざを体得した個人または個人の集団によって体現される。					
	民俗文化財	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件など人々が日常生活の中で生み出し、 継承してきた有形・無形の伝承で人々の生活の推移を示すもの。					
	史跡	貝塚、古墳、都城跡、城跡旧宅等の遺跡で我が国にとって歴史上または学術上 価値の高いもの。					
	天然記念物及び名勝	記念物及び名勝 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地で我が国にとって芸術上または鑑賞 上価値の高いものを名勝としている。また、動物、植物及び地質鉱物で我が国 にとって学術上価値の高いものを天然記念物としている。					
指	碑	歌碑、文学碑、歴史記念碑、没碑、石塔、石仏等。	8 a				
指定外の	社寺	神社や寺院。地域との絆、歴史性、庭園や樹林等の価値を有しているものも多い。	12 a 16 e				
の歴史的遺産	埋蔵文化財	遺跡や遺物が土地に埋蔵されている状態であり、調査または土木工事等のため発掘する場合や遺跡を発見した場合に届け出ることが義務づけられている。埋蔵文化財の現状による保存を不可能とする原因となった開発事業等の事業者は、記録保存のための調査の実施が求められる。住宅の建設など、調査経費の負担を求めることが適当でない場合については、国庫補助により地方公共団体が調査を行う。発掘等により出土品が発見された場合、所有者が明らかなときを除き、発見者は警察署長へ差し出さなければならない。警察署長は、差し出された物件を横須賀市教育委員会に提出し、市は文化財と認定したときは神奈川県教育委員会に提出する。	13 a 2 m 14 a 16 e				
	その他歴史的資源	上記以外の歴史的な所産。	8 a				
関連	劇場・展示施設	横須賀芸術劇場、文化会館、はまゆう会館、長岡半太郎記念館、観音崎自然博物館、自然・人文博物館。	8 b				
関連施設など	文化財散策ルート	「文化財散策ルートよこすか」(横須賀市教育委員会)による、市内の史跡や文 化財を巡るモデルルート。					
٤	バス路線	京浜急行バス、横須賀京急バスが運営。					
	公園緑地墓園	都市計画施設の公園及びそれ以外の公園。	8 b				
景	景勝地	神奈川県によるかながわの景勝50選に選ばれたもの。	5 c				
景勝地など	美林、名木	神奈川県によるかながわの美林50選、かながわの名木100選に選ばれたもの。	6 b 10 d				
فئل	樹林地、植栽地	自然林、人工林、二次林、竹林、公園等の植栽地。	5 a 6 a 5 c 8 a 1 f 2 k 21 a				



指定文化財	t					
• 7	有形文化財	国指定 彫刻 木造阿弥陀三萼像 彫刻 木造地蔵菩薩立像 彫刻 木造毘沙門天 彫刻 木造菩薩立像 彫刻 木造不動明王立像 彫刻 木造三浦義明:				
彫刻 木造	:毘沙門天立像 彫刻 i薬師如来坐像 工芸品		Jの骨角牙器・貝製品			
影刻 木木 影刻刻 木木 影刻 水木 影刻 木木 影刻 木木 影刻 形刻 影刻	這天岸慧広坐像 透河郊配三等立像 透地成善整半跏像 适十王坐像 透不動明王立像 适用数等的門天落坐像 适地藏善连接 透遊遊空藏善睡坐像 透遊郊陀三尊像	影刻 木造石渡則次夫妻坐像 絵画 絹本香色阿弥陀如来像 考古 彫刻 木造日蓮上人坐像 古文書 北条氏規印判状 考古	書 北条氏繁後室朱印状 書 佐野(北条)氏忠朱印状 書 後北条氏忠朱印状 書 里見義康龍朱印状			
	無形文化財	市指定 一絃琴演奏技術				
O I	民俗文化財	国指定 有形 三浦半島漁撈関係用具 市指定 無形 長井町飴屋踏り 景指定 有形 鴨居漁撈関係用具 無形 仮面里神楽とっぴ 無形 虎路り 無形 佐島御船歌 附佐	きびーおどり 島船祭り御座船絵図			
	史跡 国指定 市指定	麿崖仏 朝倉能登守室墓 伝佐	家を中心とした遺跡 原義連廟所 藩士墓地 塚			
<u> </u>	天然記念物.	及び名勝 県指定 天神島、笠島及び周辺水域				
Δ	天然記念物		・ 白髭神社の社叢林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
市指定 モガシを含む自然林 三浦枕状溶岩						
		関連施設など 景勝地など				

景勝地	なと
0	景勝地 神武寺と鷹取山 塚山公園
長者ヶ崎	秋谷の立石 大楠山の展望 荒崎 観音崎
	美林、名木 神社の森 軽部家のモチノキ
	樹林地、植栽地

明治憲法証単加結応線 烏帽子型の機 海軍新空発祥の地碑 海軍教証生の機 海軍水電学校跡の碑 十三時開拓記念碑 禁延水の碑 芥川龍之介文学碑		海軍の碑学校童謡碑 南東の神の東京かの学校童謡碑 電転記念の神碑 岩野湾池県海洋海洋海洋海洋海洋海洋海洋海洋海洋海洋海洋海洋海洋海洋海洋海洋海洋海洋海洋	日島二郎即の招魂碑 地線丸出港の碑 18補援歌碑 18部倉七不思議の碑 18ヶが観撃が碑 17左域址の碑 17大タマ公碑 15集句碑 18島三郎助筆による句碑	大級原門 中國	石田状体の歌呼 石田状体の可憐 泉鏡花の文学碑 吉野秀雄歌碑 前田夕暮歌碑 芭蕉句碑
	社寺				
	- 埋蔵	文化財			
築品 (の) の (D道標(1) D道標(2) D道標(3) 毎軍測器庫跡)	也 歴史的資源 逸見設止場の像門 効果上別の像門 効果上別一の像 御平間の場合である。 一切である。 一でな。 一でな。 一でな。 一でな。 一でな。 一でな。 一でな。 一でな。 一でな。 一でな。 一でな。 一でな。 一でな。 一でな。 一でな。 一	矢田大郎 (大)	天神坂 (中域) (中域) (中域) (中域) (中域) (中域) (中域) (中域)	子長長放映立立名前映帯福石 (中) (大) (所) (大) (所) (大) (所) (大) (所) (大) (所) (元) (元) (元) (元) (元) (元) (元) (元) (元) (元